

第1編 総則

【第1章 総 則】

第1編	總則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第1編 総則.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 計画の策定.....	1
第1 計画の概要.....	1
第2 計画の運用等.....	5
第2節 防災関係機関の役割分担.....	8
第1 地域防災組織.....	8
第2 防災関係機関の業務の大綱.....	9
第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割.....	19
第1 市民の果たす役割（自助）.....	19
第2 自主防災組織の果たす役割（共助）.....	20
第3 事業所の果たす役割.....	20
第4節 市の防災環境.....	22
第1 災害履歴.....	22
第2 自然環境の特性.....	23
第5節 計画の前提条件及び基本方針.....	25
第1 地震被害想定.....	25
第2 浸水想定.....	27
第3 土砂災害想定.....	28
第4 火山噴火に伴う降灰被害.....	28
第5 市における災害対策の基本方針.....	28

第1編	總則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の概要

1 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪等、極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。市も例外ではなく、これまで豪雨、洪水等の自然災害や、近年では地震災害による防災対策が必要とされている。また、高齢化が進み、要配慮者等への対策等、地域における新たな災害対策も求められている。

災害による被害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、県、市、関係機関及び市民それぞれが防災に向けた積極的かつ計画的な行動と相互協力を地道に積重ねていくことにより達成していく必要がある。

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定に基づく本計画は、市において、防災上必要と思われる諸施策の基本を定める計画であり、県、市、関係機関及び市民がその有する全機能を有効に発揮し、市における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧復興を実施することにより、市の地域、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

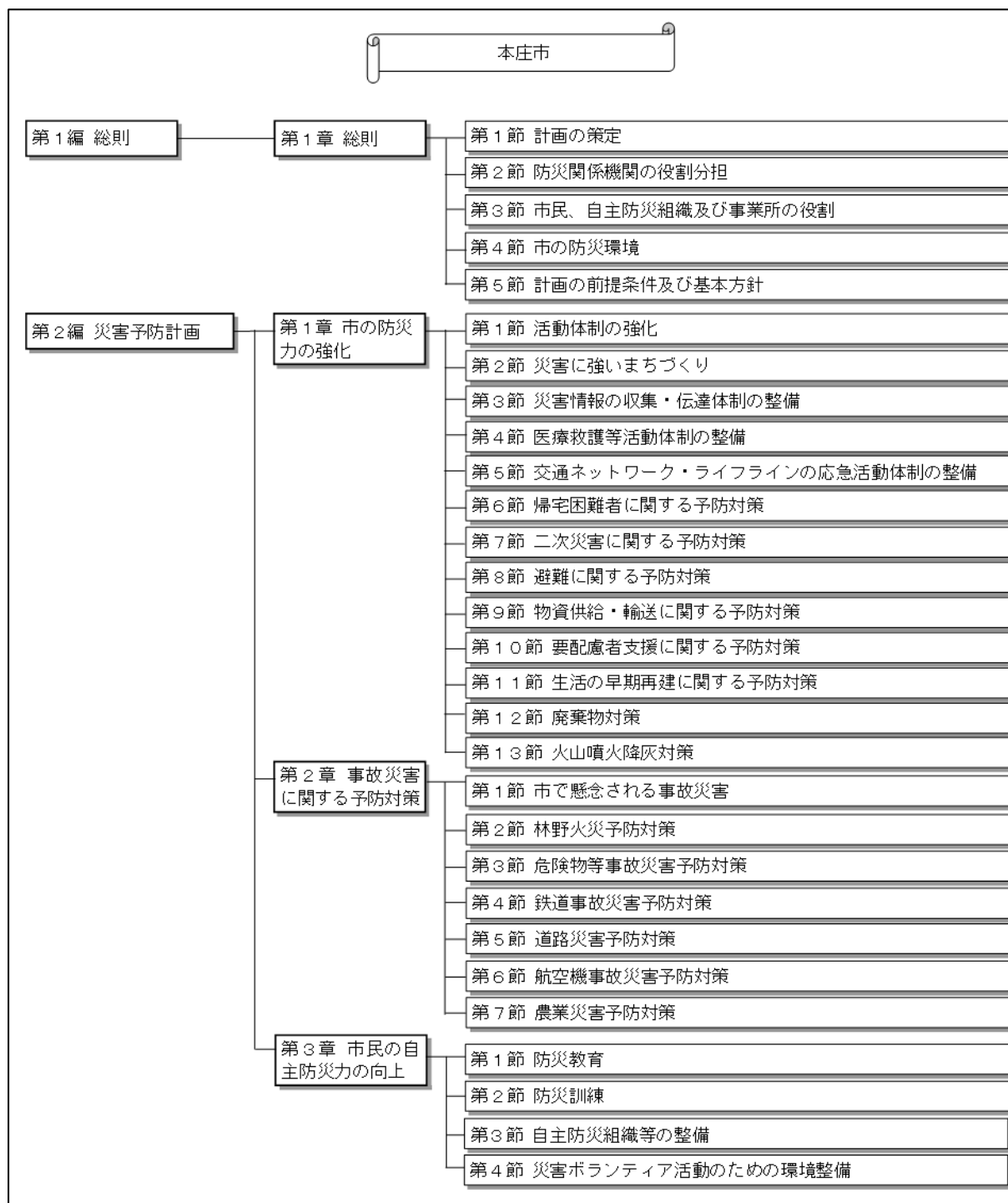
2 計画の位置付け

本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画であり、埼玉県地域防災計画及び本庄市総合振興計画と整合性を持つものである。

3 計画の構成

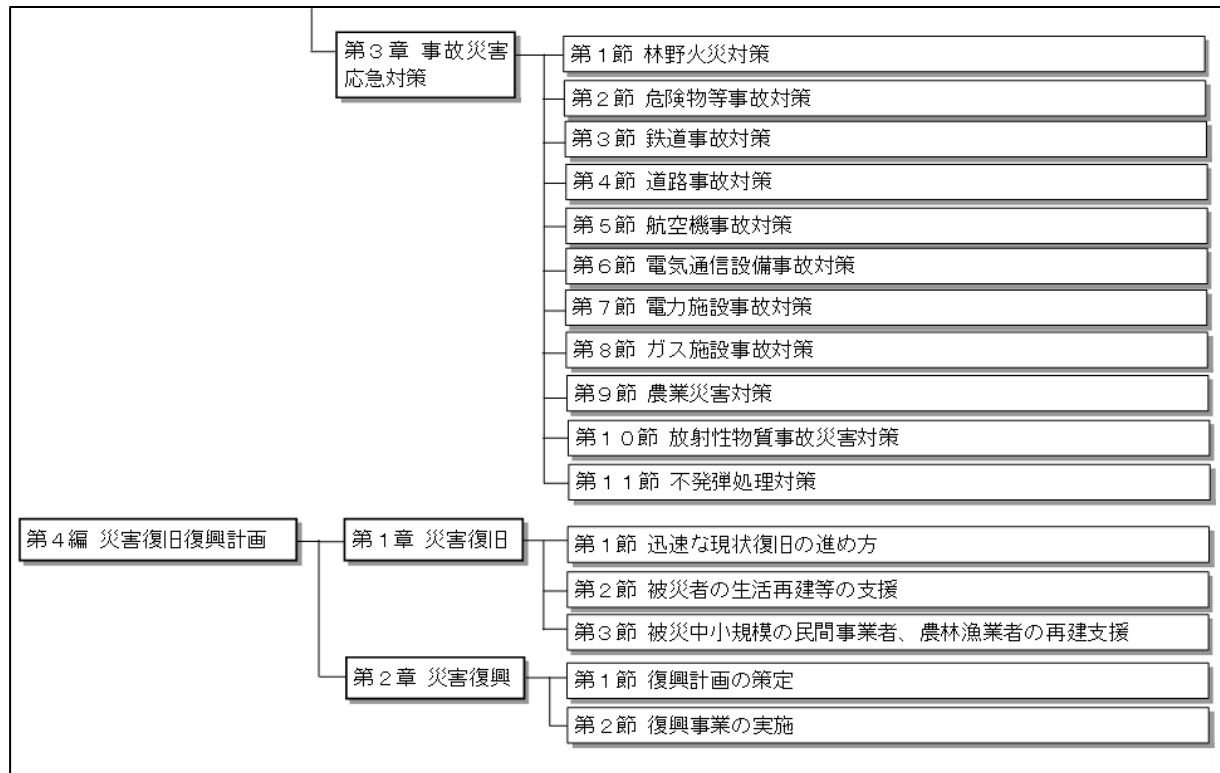
本計画の構成は、次に示すとおりである。

【本庄市地域防災計画の構成】



第3編 災害応急対策計画	第1章 震災応急対策	第1節 活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 第3節 医療救護等対策 第4節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策 第5節 帰宅困難者対策 第6節 二次災害の防止 第7節 避難対策 第8節 物資供給・輸送対策 第9節 要配慮者の安全確保 第10節 生活の早期再建 第11節 廃棄物対策 第12節 火山噴火降灰対策 第13節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画 第14節 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置 第15節 最悪事態（シビアコンディション）への対応
	第2章 風水害応急対策	第1節 活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 第3節 水防計画 第4節 土砂災害対策活動 第5節 雪害対策活動 第6節 竜巻等の突風対策活動 第7節 医療救護等対策 第8節 交通ネットワーク・ライフラインの応急対策 第9節 帰宅困難者対策 第10節 二次災害の防止 第11節 避難対策 第12節 物資供給・輸送対策 第13節 要配慮者の安全確保 第14節 生活の早期再建 第15節 廃棄物対策

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

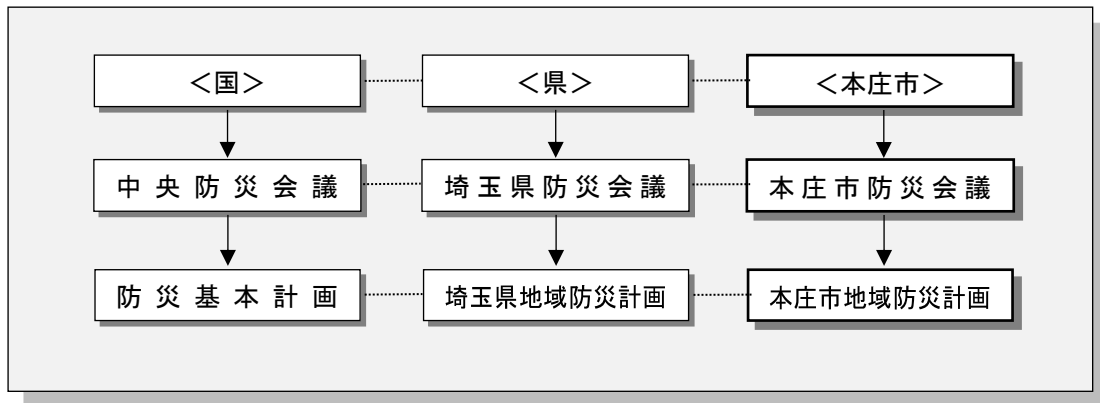


第2 計画の運用等

1 埼玉県地域防災計画等との関係

本計画は、防災基本計画及び埼玉県地域防災計画と整合をとったものである。

【国、県及び市の防災会議並びに防災計画の関係】



2 計画の方針

市は、次の方針により地域防災計画を効果的に推進する。

(1) 庁内体制の強化

災害時には、発災直後の初動対応の遅れによる被害拡大を防ぐため、初動対応期から迅速かつ確実に災害対応に当たる必要がある。また、復旧復興期までの長期継続的な災害対応に取り組む必要がある。そのため、全職員が災害対応における役割を理解し、主体的に継続的に活動ができるよう、平常時から防災教育、防災訓練等を推進する。

(2) 自助、共助の強化

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政等による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、事業所、団体等、社会の様々な主体が連携して平常時から減災のための取組を推進する。

(3) 広域的な視点の導入

市に隣接する市町との防災上の連携はもとより、都道府県にまたがる大規模災害に対しては、市と離れている市町村との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

(4) 人的ネットワークの強化

県、市、防災関係機関及び協定締結団体等は、災害時に迅速かつ確実に連絡が取合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を推進する。

(5) 計画の効果的推進

市は、次の点に留意して本計画を効果的に推進する。

ア 計画に基づくマニュアル類の作成、訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 計画、マニュアル類の定期的な点検や検証

ウ 点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項、教訓等の反映

また、市は、本庄市地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、更に、制度等の整備、改善等について検討、実施する。

(6) ジェンダー主流化をはじめとした多様な視点

市は、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、本庄市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する。

(7) 要配慮者対策の推進

高齢者、障害者及び乳幼児等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害により被害を多く受ける傾向があるため、市が地域と一体となり、要配慮者の視点を踏まえた防災対策を推進していく。

(8) 計画の修正

本庄市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正することとする。

3 計画の習熟、周知徹底

市及び防災関係機関は、不断の危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

4 本庄市総合振興計画との関係

本計画に係る施策や事業は、本庄市総合振興計画との関連、整合に配慮したものである。

(1) 本庄市総合振興計画における将来像と基本理念

本庄市総合振興計画のなかで、市はまちづくりの将来像を、

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄
～世のため、後のため～

と定め、その基本理念として、

みんなで育む安心・共生のまちづくり
訪れたくなる 住み続けたくなるまちづくり
市民と行政がともに創る安全のまちづくり

を掲げ、政策の大綱を次のとおり定めている。

【本庄市総合振興計画における政策の大綱】

分野	政策の大綱
健康福祉分野	みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち
教育文化分野	未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち
経済環境分野	持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち
都市基盤分野	人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち
市民生活分野	市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち
行財政経営分野	市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

(2) 本庄市総合振興計画における防災施策

本庄市総合振興計画における防災施策は、「第5章 市民生活分野 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち」の「3 危機管理体制の強化」において策定され、その施策の取組内容は、次のとおり定められている。

ア 防災体制の推進

市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画に基づいた防災訓練を行う。

防災情報の伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、食料等の防災資機材等の備蓄を計画的に進める。

イ 防災意識の高揚

迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップを利用した研修会、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚を図る。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止等の自助意識の啓発に努める。

ウ 自主防災組織の育成

市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援する。

エ 消防団活動と地域防災力の向上

消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の方々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努める。

オ 防災・減災のための施設整備

防災・減災のために、耐震性貯水槽（防火水槽）等の計画的な整備の推進や指定避難所における非常用電源等の確保等避難施設の充実を図る。

カ 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図る。

第2節 防災関係機関の役割分担

■ 基本方針

平成7年阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災及び平成28年熊本地震をはじめとする大規模地震並びに平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年台風第19号等の風水害等で得た最も重要な教訓のひとつは、一つの自治体を越えて、様々な防災関係機関が役割を具体的にし、密に連携して対応する必要があることが挙げられる。

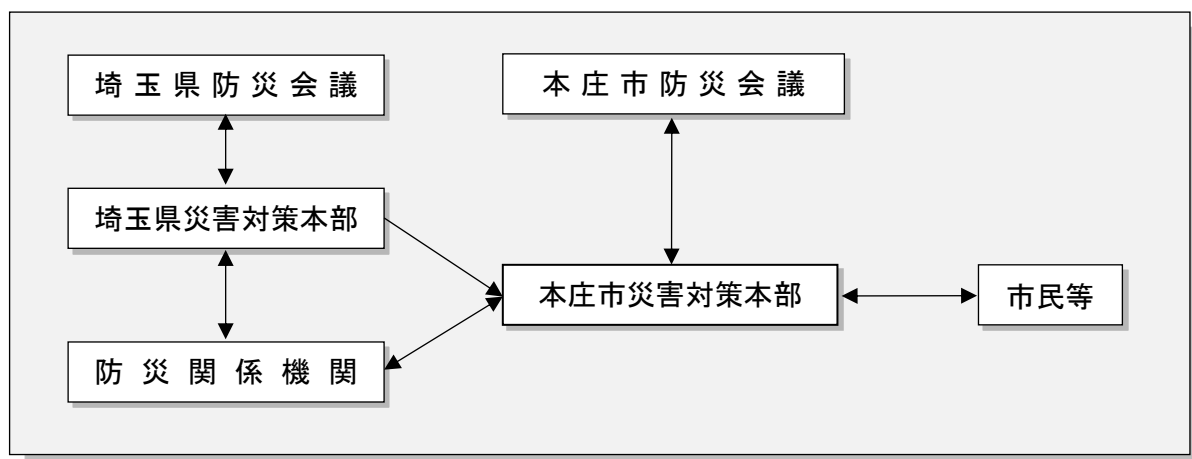
上記を踏まえ、災害時に活動する防災関係機関の役割分担を整理する。

第1 地域防災組織

1 市の地域防災組織

市に係る地域防災組織は次のとおりである。

【市の地域防災組織関係図】



2 本庄市防災会議

本庄市防災会議の組織及び運営については、災害対策基本法等関係法令、本庄市防災会議条例及び本庄市防災会議に関する規程のうち会長の専決処理できる事項の定めるところによる。

【資料編 第4節 第1】『本庄市防災会議条例』参照

【資料編 第4節 第2】『本庄市防災会議規則』参照

【資料編 第4節 第3】『本庄市防災会議に関する規程』参照

【資料編 第4節 第4】『本庄市防災会議委員名簿』参照

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

名称	業務の大綱
本庄市	《災害予防》 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導に関すること。 (3) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること。 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること。 (5) 防災に関する施設及び設備の設置、改良並びに整備に関すること。 (6) 災害予警報等、情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の収集伝達に関すること。 (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 《災害応急・復旧対策》 (1) 災害広報に関すること。 (2) 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関すること。 (3) 被災者の救出、救護及び保護に関すること。 (4) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置に関すること。 (5) ごみ処理施設の整備及び防災管理に関すること。 (6) 災害時のごみ処理の確保及び施設の災害復旧に関すること。 (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (8) 被災した園児及び児童生徒等に対する応急の保育並びに教育に関すること。 (9) 公共土木施設、農地及び農林用施設等に対する応急措置に関すること。 (10) 公共建築物等の建物の応急措置に関すること。 (11) 上下水道施設の応急措置に関すること。 (12) 農産物、家畜及び林産物等に対する応急措置に関すること。 (13) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持に関すること。 (14) 緊急輸送の確保に関すること。 (15) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。 (16) 要配慮者の保護に関すること。 (17) 帰宅困難者への支援に関すること。 (18) 災害協定に関すること。 (19) 被害調査に関すること。 (20) 災害復旧に関する新設、改良及び指導に関すること。

2 消防機関

消防機関は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施する。

名称	業務の大綱
児玉郡市広域消防本部	(1) 消防に関する施設及び組織の整備に関すること。 (2) 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 災害発生の予防及び被害の拡大防止に関すること。 (4) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (5) 被災者の救難、救助及びその他保護に関すること。 (6) 避難の誘導に関すること。
本庄市消防団	(1) 災害時の消防、水防活動に関すること。 (2) 被災者の救出及び避難の誘導に関すること。 (3) 非常警戒に関すること。 (4) 災害時における応急復旧作業に関すること。

3 県及び県の機関

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市を含む県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を行う。

名称	業務の大綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検に関すること。 (5) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関すること。 (7) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全並びに公衆衛生に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。

名称	業務の大綱
北部地域振興センター	(1) 災害情報の収集・伝達に関すること。 (2) 熊谷防災基地の開設・運営に関すること。 (3) 市町と連携した帰宅困難者対策に関すること。 (4) 市町が実施する災害応急対策業務等の支援に関すること。
本庄保健所	(1) 医療機関の被害状況の収集に関すること。 (2) 医療品等の調達あっせんに関すること。 (3) 各種消毒に関すること。 (4) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 (5) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 (6) 食料、飲料水の衛生管理に関すること。 (7) 医療の提供に関すること。 (8) 動物愛護・特定動物対策に関すること。
児玉福祉保健総合センター 北部福祉事務所	(1) 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 (2) 日本赤十字社埼玉県支部との連絡に関すること。
本庄県土整備事務所	(1) 県管理道路、橋りょう等の応急対策に関すること。 (2) 県管理河川の応急対策に関すること。 (3) 水防活動に関すること。 (4) 土砂災害防止に関すること。 (5) 砂防施設等の応急対策に関すること。
本庄農林振興センター	(1) 農畜水産物被害状況の調査に関すること。 (2) 農林業災害融資に関すること。 (3) 主要農産物の種苗の確保に関すること。 (4) 農作物病虫害防除対策に関すること。 (5) 農業用排水施設の整備及び防災、災害復旧指導に関すること。
本庄警察署 児玉警察署	(1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 警告及び避難誘導に関すること。 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 (4) 交通の秩序の維持に関すること。 (5) 犯罪の予防検挙に関すること。 (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。 (7) 漂流物等の処理に関すること。 (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。
北部教育事務所	(1) 教育関係の被災状況調査に関すること。 (2) 公立学校及び施設の災害応急対策並びに指導に関すること。 (3) 災害給付及び施設の災害貸付けに関すること。 (4) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 (5) 教育実施者の確保に関すること。 (6) 応急教育の方法及び指導に関すること。 (7) 教科書、教材料等の配給に関すること。 (8) 重要文化財の保護に関すること。 (9) 学校の保護指導に関すること。 (10) 学校の給食指導に関すること。

名称	業務の大綱
寄居林業事務所	(1) 森林及び森林管理道の被害調査・応急処理に関すること。 (2) 治山事業に関すること。 (3) 地すべり防止事業に関すること。 (4) 災害対策及び事業の実施に関すること。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することをかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる。

名称	業務の大綱
警察庁関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。
農林水産省関東農政局	《災害予防対策》 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 《応急対策》 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 《復旧対策》 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
経済産業省関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東運輸局埼玉運輸支局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 (3) 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。

名称	業務の大綱
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (6) 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行うこと（気象庁防災対応支援チーム：JETT）。
総務省関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 (3) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
国土交通省関東地方整備局	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 《災害予防》 (1) 災害対策の推進に関すること。 (2) 危機管理体制の整備に関すること。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 (4) 防災教育等の実施に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 再発防止対策の実施に関すること。 《災害応急対策》 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 (2) 活動体制の確保に関すること。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 二次災害の防止対策に関すること。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。

名称	業務の大綱
	(13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。 《災害復旧・復興》 (1) 災害復旧の実施に関すること。 (2) 都市の復興に関すること。 (3) 被災事業者等への支援措置に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する助言、指導又は勧告に関すること。 (3) 地殻変動の監視に関すること。
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

5 自衛隊

自衛隊は、天災地変その他の災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、原則として県の要請に基づき派遣され、様々な活動を行う。

名称	業務の大綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	《災害派遣の準備》 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 《災害派遣の実施》 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市の防災計画の作成、実施が円滑に行われるように、その業務について県又は市に対し協力する責務を有する。

【指定公共機関】

名称	業務の大綱
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	(1) 災害により線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、バス等による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関する事 (2) 災害により線路が不通となった場合 ア 列車の運転整理及び折返し運転、う回に関する事。 イ 線路の復旧並びに脱線車両の復線、修理、検査及び開通手配に関する事。 (3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関する事。 (4) 死傷者の救護及び処置に関する事。 (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関する事。 (6) 停車場、その他輸送に直接関係ある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理に関する事。 (7) 帰宅困難者に関する事。
東日本電信電話(株)埼玉事業部 (株)NTTドコモ 埼玉支店	(1) 電気通信設備の整備に関する事。 (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事。 (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
KDDI(株)北関東総支社	(1) 重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
ソフトバンク(株)	(1) 重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
楽天モバイル(株)	(1) 重要通信の確保に関する事。 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
日本郵便(株)本庄郵便局・児玉郵便局	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事。
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 医療、助産及び遺体の処置（遺体の一時保存を除く。）に関する事。 (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関する事。 (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊出、救援物資の配分、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集・配分に関する事。
NHKさいたま放送局	(1) 住民に対する防災知識の普及に関する事。 (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

名称	業務の大綱
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)	(1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 (2) ガスの供給の確保に関すること。

【指定地方公共機関】

名称	業務の大綱
(一社)埼玉県トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
土地改良区	(1) 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。 (2) 農業及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 (3) たん水の防排除施設の整備及び活動に関すること。
坂東上流水害予防組合	(1) 水防施設資材の整備に関すること。 (2) 水防計画の樹立及び水防訓練に関すること。 (3) 水防活動に関すること。 (4) 国、県等の関係機関との伝達や連携等に関すること。
都市ガス供給事業者（本庄ガス）	(1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。 (2) ガスの供給の確保に関すること。
(株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	(1) 住民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
(一社)埼玉県LPガス協会	(1) LP ガス供給施設の安全保安に関すること。 (2) LP ガスの供給の確保に関すること。 (3) カセットボンベを含む LP ガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 (4) 自主防災組織等が LP ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。
(一社)埼玉県医師会 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

7 一部事務組合

市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、次のとおりである。

名称	業務の大綱
児玉郡市広域市町村圏組合 (消防本部を除く。)	(1) 災害時における火葬に関すること。 (2) 災害時における廃棄物の処理に関すること。 (3) 災害時におけるし尿の処理に関すること。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災害対策基本法第7条第1項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導及び指定避難所内での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊出及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

名称	業務の大綱
(福)本庄市社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
民生委員・児童委員協議会	(1) 災害時における避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達及び安否確認への協力に関すること。 (2) 災害時における避難行動要支援者の避難行動の支援への協力に関すること。
医療機関	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 被災地の病人等の収容、保護に関すること。 (3) 災害時における負傷者の医療救護、助産救助に関すること。
本庄市児玉郡薬剤師会	災害時における医薬品の確保協力に関すること。
埼玉ひびきの農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資機材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
埼玉県中央部森林組合こだま支所	(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。

名称	業務の大綱
生活協同組合	(1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
本庄上里学校 給食組合	給食センターにおける炊出に関すること。
本庄商工会議所 児玉商工会等 商工業関係団体	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 (2) 市が行う災害時における物価安定の協力に関すること。 (3) 市が行う救援物資、復旧資材の確保の協力、あっせんに関すること。
社会福祉施設	(1) 避難設備の整備及び避難等の訓練に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難等の訓練に関すること。 (2) 被災時における教育対策に関すること。 (3) 被災施設の災害復旧に関すること。
(一社)埼玉県 建設業協会児 玉支部	災害時の応急措置に関わる工事等の施工に関すること。
埼玉県電気工 事工業組合	災害時の公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
埼玉県自動車 整備組合	保有車両等の優先使用及び防災用品に関すること。
埼玉県宅地建 物取引業協会	民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供のあっせんに関すること。
報道機関	(1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

■ 基本方針

市民は、日ごろから非常食料等を備蓄し、近隣住民と協力して自主的にすべての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動等の防災活動への協力に努めなければならない。

事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施等、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、市民等の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1 市民の果たす役割（自助）

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

1 平常時に実施する事項

- (1) 防災に関する学習
- (2) 火災の予防
- (3) 防災設備（消火器、感震ブレーカー、住宅用火災警報器）の設置
- (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (5) 食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油
- (7) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- (8) ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検、改修
- (9) 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171等）
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 県、市、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (12) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
- (13) 近隣の要配慮者への配慮
- (14) 住宅の耐震化
- (15) 地震保険への加入
- (16) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

2 発災時に実施すべき事項

- (1) 初期消火の実施
- (2) 避難時の電気ブレーカーの切断及びガスの閉栓
- (3) 自主防災活動への参加、協力
- (4) 指定避難所でのゆずりあい
- (5) 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- (6) 風評に乗らず、風評を広めない

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

1 平常時に実施する事項

- (1) 要配慮者を含めた市民のコミュニティの醸成
- (2) 平常時の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発（例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布）
- (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (4) 防災用資機材の購入・管理等（資機材の例：初期消火資機材、救助用資機材、救護用資機材）
- (5) 地域の把握（例：危険箇所の把握、要配慮者の把握）

2 発災時に実施すべき事項

- (1) 初期消火の実施
- (2) 情報の収集・伝達の実施
- (3) 被災者等の安否確認及び救助隊との協力・救出・救護の実施
- (4) 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- (5) 指定避難所の運営活動の実施（例：炊出、給水、物資の配布、安否確認）

第3 事業所の果たす役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検や見直し等を実施する等の防災活動を推進する。

また、事業所は、各事業所が属する地域における防災力の向上のため、自主防災組織等の市民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動を推進する。

1 平常時に実施する事項

- (1) 防災責任者の育成
- (2) 建築物の耐震化等による安全性の確保
- (3) 建築物の風水害対策
- (4) 施設、設備の安全管理
- (5) 防災訓練等の実施
- (6) 従業員に対する防災知識の普及
- (7) 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成と防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導及び帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- (8) 地域防災活動への参加、協力
- (9) 企業の持つ人的資源、物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立
- (10) 指定緊急避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援等
- (11) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄
- (12) 広告、外装材等の落下防止
- (13) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

2 災害時に実施すべき事項

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 出火防止措置、初期消火の実施
- (3) 従業員、利用者等の避難誘導
- (4) 応急救助、救護
- (5) ボランティア活動への支援
- (6) 帰宅困難な従業員への支援
- (7) 重要業務の継続及びそのために必要な措置

第4節 市の防災環境

第1 災害履歴

1 地震災害

県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震がある。

近年、県内に大きな地震被害をもたらした地震としては、大正12年9月1日の関東大震災、昭和6年9月21日の西埼玉地震、また、最近では、平成23年3月11日の東日本大震災がある。このうち、関東大震災と西埼玉地震では市における被害の記録はないが、東日本大震災では大規模ではないものの被害が発生している。

【資料編 第1節 第1】『埼玉県内の地震被害』参照

【資料編 第1節 第2】『東日本大震災における市の状況』参照

2 水害、土砂災害

市に被害を及ぼした水害、土砂災害としては、平成23年台風第12号、令和元年台風第19号等があげられる。平成23年台風第12号により、床上浸水9棟、床下浸水51棟の被害が発生するとともに、土砂流出等が7箇所発生した。令和元年台風第19号により、市において避難指示（緊急）を発令し、1,604人が避難した。また、床上浸水13棟、床下浸水28棟の被害が発生した。

【資料編 第1節 第3】『市に被害を及ぼした水害』参照

【資料編 第1節 第4】『令和元年台風における市の状況』参照

3 雪害

雪害は、冬季の発達した低気圧等によってもたらされる。平成26年2月8～9日、同月14～15日にかけての大雪は、市内で65cmの積雪（埼玉県本庄県土整備事務所観測）を記録し、山間部では1mを超える観測史上最大の積雪となり、市内において道路交通網の寸断、鉄道等の公共交通機関の運休、長時間の停電及び農作物の被害等が発生し、約1週間にわたって市民生活に大きな混乱をもたらした。

【資料編 第1節 第5】『市に被害を及ぼした雪害』参照

4 竜巻等の突風による被害

竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではいつでもどの場所においても起こる可能性があり、台風シーズンに多くなる傾向はあるが、冬場等も寒冷前線の影響で発生することがある。

【資料編 第1節 第6】『市に被害を及ぼした竜巻等の突風』参照

5 降ひょう害

県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生するひょう害が少なくない。令和4年6月2日の降ひょうにより、市では1,022件の窓ガラス破損等の住家被害、322件の農業被害が発生した。

【資料編 第1節 第7】『市に被害を及ぼしたひょう害』参照

6 火山噴火に伴う降灰被害

浅間山は市から西へ70km、優美な山容ながら有史以来たびたび噴火を繰返してきた。天明3年7月の大噴火がこれまで中で最大規模とされている。4月上旬から噴火をはじめ、5月下旬に大爆発、その後小康状態を保ち、6月下旬から鳴動を開始し、本庄宿に火山灰が降った。7月4日から7日に大噴火となり、噴出した溶岩が烏川に流れ、更に利根川に流れ込んだとされている。武州児玉郡、榛沢郡等で、空を覆った噴煙や降砂（降灰）等で、日中にもかかわらず夕暮れ時のようになった。そして降砂は広く関東から奥羽・北陸地方にまで見られたとされている。

7 広域放射能汚染

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、県においても広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果では、県内の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だったが、市では局所的に毎時0.1～0.2マイクロシーベルトとなる箇所が認められた。

市は、平成23年度から定期的に市内の小・中学校、公共施設及び公園等における大気中の放射線量の測定を実施していたが、測定値はいずれの地点も基準値を下回っていた。

8 その他の災害

平成18年4月9日に発生した飯倉地内の林野火災は、焼失面積38haと広大で、児玉郡市広域消防本部はもとより、熊谷地区消防本部他4本部、近隣の消防団の応援や、防災航空隊ヘリも5機出動する大火災であった。

第2 自然環境の特性

1 位置

市は、東京から80km圏、県の北西部に位置し、東は深谷市、西は上里町、神川町、南は美里町、長瀨町、皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接している。

【市の位置、面積等】

位置（市役所）	東経：139度11分25秒 北緯：36度14分36秒
面積	89.69km ²
海拔	最低：38.0m 最高：593.6m
広ぼう	東西：17.2km 南北：17.3km

2 活断層

(1) 活断層

県内の活断層で発生したとみられる地震としては、昭和6年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

(2) 市周辺の活断層

県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要は、次のとおり。

地震調査研究推進本部（平成17年）によると、関東平野北西縁断層帯は、関東平野北西部と関東山地との境界付近から大宮台地北部にかけて分布する活断層帯であり、関東平野北西縁断層帯主部と平井一櫛挽（くしびき）断層帯からなる。

関東平野北西縁断層帯主部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード8.1の地震が発生する可能性がある。今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%～0.008%である。平井一櫛挽断層帯では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生する可能性があるが、平井一櫛挽断層帯における将来このような地震が発生する長期確率は不明である。

【資料編 第2節 第1】『本庄市及びその周辺の活断層図』参照

【関東平野北西縁断層帯】

名称	マグニチュード	発生確率
関東平野北西縁断層帯 地震 (破壊開始点：北)	M8.1	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画（資料編）」（令和6年3月）、地震調査研究推進本部地震調査委員会「関東平野北西縁断層帯の長期評価について」（平成17年3月）

3 河川

市は県北部利根川流域に位置し、北部利根川沿いの低地から南部の児玉丘陵にかけて変化に富んだ地形であるため、市内には多数の河川を有している。

市内の主要な河川は、次のとおり。

【市内の主要な河川】

名称	流域面積(km ²)	流路延長(km)	合流河川
利根川	16,840	322	—
小山川	204.13	36.41	利根川
清水川	6.42	5.53	小山川
備前渠川	8.36	3.85	小山川
元小山川	12.36	7.78	小山川
女堀川	36.54	14.95	小山川
男堀川	3.92	5.55	小山川
御陣場川	24.3	9.40	利根川

出典) 埼玉県「利根川水系小山川ブロック河川整備計画」（平成18年3月）

第5節 計画の前提条件及び基本方針

第1 地震被害想定

市に係る地震被害想定については、県が実施した「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月埼玉県）及び市独自の防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を参考に、次に示すとおり設定した。

1 想定地震

中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

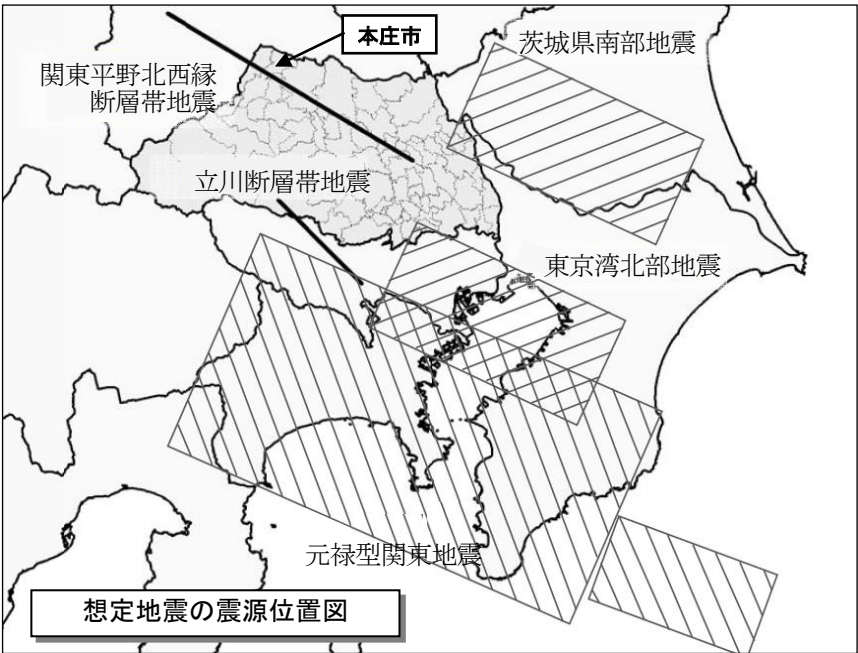
【想定地震とその概要】

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※ 表内の※は、地震調査研究推進本部による長期評価を参照したものである。

出典）埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

【想定地震の震源位置図】



出典）埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

2 想定結果

県が想定した5つの地震による市における被害想定結果は、次表のとおりである。

このなかで、市に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」である。県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」では、帰宅困難者を除き、市における被害はほとんどないものと予想されている。

【市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）】

項目	予測内容			単位	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁 断層帯地震		立川断層帯 地震
								防災アセス メント調査		
震度	最大震度			－	4	5弱	5弱	7	7	5弱
液状化	高い地域		面積	km ²	0	0	0	0	0	0
			面積率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建物被害	木造	全壊 (揺れ＋液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	5,192	5,446	0
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	13.99	19.19	0.00
		半壊 (揺れ＋液状化)	半壊棟数	棟	0	1	0	4,214	5,960	0
			半壊率	%	0.00	0.00	0.00	11.35	21.00	0.00
	非木造	全壊 (揺れ＋液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	338	659	0
			全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.91	6.67	0.00
		半壊 (揺れ＋液状化)	半壊棟数	棟	0	0	0	689	1,156	0
			半壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.86	11.68	0.00
	全壊 (急傾斜地崩壊)		全壊棟数	棟	0	0	0	3	8	8
	半壊 (急傾斜地崩壊)		半壊棟数	棟	0	0	0	6	18	18
	焼失		焼失棟数	棟	0	1	2	617	782	782
	土砂 災害	急傾斜地崩壊の危険 性		高い	箇所数	0	0	0	38	110
やや高い				箇所数	0	0	0	23	2	0
低い				箇所数	63	63	63	2	3	63
屋外 危険物	ブロック塀倒壊数			箇所	0	0	0	3,986	2,937	13
	自動販売機倒壊数			箇所	0	0	0	41	32	0
	落下物発生建物数			棟	0	0	0	4,743	781	0
人的 被害	死者数			人	0	0	0	365	391	0
	負傷者数			人	0	0	0	1,622	2,093	0
	うち重傷者数			人	0	0	0	471	536	0
ライフ ライン 被害	電気	停電 人口	直後	人	0	32	0	81,889	59,400	0
			1日後	人	0	5	4	53,813	33,844	0
		停電率	直後	%	0.00	0.04	0.00	100	75.9	0.00
			1日後	%	0.00	0.01	0.00	65.71	43.1	0.00
	電話	不通 回線	回線数	回線	0	0	1	746	1,083	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	2.25	3.00	0.00
		携帯 電話	停電率	%	0	0	0	65.7	75.9	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	2.2	3.00	0.00
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	13,062	13,955	0
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100	100	0.0
	上水道	断水人口	1日後	人	0	0	0	52,835	73,307	0
下水道	機能支障人口		人	0	226	1,939	9,860	15,236	183	
生活 支障	避難者	1日後		人	0	2	5	14,969	15,776	0
		1週間後		人	0	2	5	18,062	29,450	0
		1か月後		人	0	2	5	22,080	39,293	0
	避難所の 避難者※	1日後		人	0	1	3	8,982	9,465	0
		1週間後		人	0	1	2	9,031	14,725	0
		1か月後		人	0	0	1	6,624	11,788	0
	帰宅困難者	平日の滞留者		人	2,565	6,111	2,141	12,722	6,465	1,864
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.0	0.0	0.0	96.8	62.6	0.0
				万m ³	0.0	0.0	0.0	62.5	15.4	0.0

※ 避難所の避難者は、避難者のうち親戚や知人宅への避難所外避難者を除いた避難者のことである。

※ 本計画で使用している合計値は、小数点以下を含めた合計であり、上表の値の合計と合わないことがある。

出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月)、本庄市「防災アセスメント調査報告書」(令和6年3月)

第2 浸水想定

洪水浸水被害にはいつ水や堤防の決壊による外水はん濫と、堤内地の排水不良からおこる内水はん濫がある。このうち、大河川の外水はん濫は大きな被害を生じるおそれがあり、県内では、昭和22年9月のカスリーン台風による浸水の発生により大きな洪水被害が発生している。近年では、令和元年台風第19号による水害が起きている。

1 洪水浸水想定

市は、洪水浸水被害を軽減するため、国土交通省及び県が公表した利根川、烏川、神流川、広瀬川、小山川流域河川及び御陣場川流域河川の浸水想定区域図等に基づく、各種防災施策や、「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」（令和3年3月本庄市）作成及び公表による洪水浸水想定に対する啓発を進めている。

【市における洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図の概要】

洪水浸水想定区域図等名称	作成者	算出の前提となる降雨	作成・指定年月日
利根川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	利根川流域、八斗島上流域 72時間総雨量491mm	平成29年 7月20日
小山川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	利根川流域、八斗島上流域 72時間総雨量491mm	平成29年 7月20日
烏川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所	烏川流域72時間総雨量 579 mm	平成28年 8月2日
神流川洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所	烏川流域72時間総雨量 579 mm	平成28年 8月2日
女堀川洪水浸水想定区域図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	小山川流域の24時間総雨量 636mm	令和2年 5月26日
小山川洪水浸水想定区域図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	小山川流域の24時間総雨量 636mm	令和2年 5月26日
神流川水害リスク情報図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	烏川流域72時間総雨量 579mm	令和2年 5月26日
御陣場川流域水害リスク情報図	埼玉県県土整備部 河川砂防課	御陣場川流域の24時間総雨量 690mm	令和2年 5月26日
利根川（群馬県央区間）洪水浸水想定区域図	群馬県県土整備部 河川課	利根川流域の72時間総雨量 491mm	平成29年 7月28日
広瀬川洪水浸水想定区域図	群馬県県土整備部 河川課	広瀬川流域の24時間総雨量 589mm	平成29年 6月13日

【資料編 第2節 第5】『洪水浸水想定区域』参照

2 内水浸水想定

市は、内水はん濫被害を軽減するため、内水浸水想定区域に基づく、各種防災施策や「本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ」（令和3年3月本庄市）作成及び公表による内水はん濫に対する啓発を進めている。

第3 土砂災害想定

児玉地域には土砂災害危険箇所が多数存在しており、このうち、平成13年4月1日に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等が指定されている。

土砂災害防止法で指定された市の土砂災害警戒区域等の指定状況は、次表のとおりである。

【資料編 第2節 第6】『土砂災害警戒区域等』参照

【土砂災害警戒区域等の指定状況（令和6年1月1日現在）】

	土石流	急傾斜地	地滑り	計
土砂災害（特別）警戒区域	63 (45)	115 (114)	8 (0)	186 (159)

※（ ）内の数字は、土砂災害特別警戒区域の指定数で土砂災害警戒区域の内数

出典）埼玉県土整備事務所ホームページ

第4 火山噴火に伴う降灰被害

本県における火山噴火の影響は、富士山、浅間山、草津白根山等の噴火が想定されるが、その内容は次のとおりである。

【県下における火山被害】

区分	影響内容
富士山が噴火した場合	県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、県全域で降灰の可能性がある。
その他の近隣の火山が噴火した場合	浅間山、草津白根山等が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性がある。

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」（令和6年3月）

第5 市における災害対策の基本方針

1 地震災害

(1) 地震災害対策の基本的考え方

市の地震災害対策は、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った「関東平野北西縁断層帯地震」を想定し、検討する。また、南海トラフ地震、北海道・三陸沖後発地震、大規模地震によって引起される最悪事態（シビアコンディション）についても、対策の方向性を整理する。

「関東平野北西縁断層帯地震」は、地震発生確率が低いものの、最大震度7とされており、被害が甚大になることが想定されているため、耐震化、避難所の整備、り災証明等の交付体制の強化等を実施する。

市は、県の考え方を踏まえ、「関東平野北西縁断層帯地震」を想定した防災対策を検討することとし、防災アセスメント調査（令和6年3月本庄市）を実施した。調査結果に基づき検討した災害対策を次表に示す。

【「関東平野北西縁断層帯地震」の地震被害（最大の被害量）と市の主な災害対策】

区分	項目		単位	調査結果	主な災害対策
建物被害	揺れ	全壊	棟	6,113	・住宅・建築物・施設の耐震化 ・被害認定調査体制の見直し ・り災証明交付体制の見直し ・応急危険度判定士体制の強化
		半壊	棟	7,133	
	火災	焼失	棟	782	・防災まちづくり ・初期消火体制の強化
人的被害	死者数		人	391	・周知啓発 ・訓練の実施
	負傷者数		人	2,093	
ライフライン被害 (当日)	電力	停電率	%	75.9	・周知啓発 ・関係機関との連携体制の見直し
	通信	固定電話不通率	%	3.0	
	都市ガス	供給停止率	%	100	
	上水道	断水率	%	95.9	
	下水道	公共下水道機能 支障率	%	34.6	
生活支障	避難所の避難者	発災当日	人	9,465	・避難先の確保 ・備蓄の呼びかけ ・福祉関係の支援体制の整備 ・孤立集落への支援体制 ・応急仮設住宅候補地の選定
		発災1週間後	人	14,725	
		発災1か月後	人	11,788	
	帰宅困難者	市外から市内への 通勤・通学者 のうち帰宅困難 な人口	人	6,465	・市内における帰宅困難者への支援体制の整備
	備蓄需要量	食料 (発災当日)	食	34,075	・備蓄の増強 ・備蓄倉庫の整備 ・備蓄の呼びかけ
		飲料水 (発災当日)	L	221,500	
		毛布 (発災当日)	枚	18,931	
		トイレ (発災から1週間 後)	基	479	
交通被害	道路閉塞率		%	9.4	・市管理道路及び橋りょうの整備・耐震化
	橋りょう被害		箇所	100	
災害廃棄物	発生量		万t	62.6	・仮置場候補地の確保 ・仮置場候補地の環境整備 ・災害廃棄物処理体制の整備
	仮置場必要面積		ha	15.4	

※ 小数点以下の四捨五入により、「本節 第1 2 表【市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定を最大値を記載）】」の合計と合わないことがある。

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

(2) 地震災害対策の目標

市は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対策の基本方針とし、市において起こりうる最大規模の地震の想定、その結果発生する被害規模及び内容の具体的な把握並びにより具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の策定に努める。

2 水害

(1) 水害対策の基本的考え方

市の水害対策は、利根川、烏川、神流川、広瀬川、小山川流域河川及び御陣場川流域河川がはん濫する状況を想定し、検討する。

市は、洪水浸水想定区域内の市民を安全に避難させるために、気象情報及び水位情報等をいち早く入手し、迅速に高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援者により避難行動要支援者の安全避難（在宅避難、避難所への避難等）を実施する。

なお、最寄りの指定避難所（指定緊急避難場所）への避難が時間的に間に合わない場合や夜間の場合等、無理な指定避難所への避難は避け、自宅や隣接建物の2階以上へ緊急に避難（垂直避難）するよう、日頃から安全確保について周知する。

市は、市内に影響を及ぼす河川を対象に、防災アセスメント調査（令和6年3月）を実施した。調査結果に基づき検討した災害対策を次表に示す。

【風水害被害と市の主な災害対策】

区分	項目	単位	調査結果	主な災害対策
建物被害	浸水被害棟数 (0.5m未満の浸水)	棟	10,095	・水害の危険性の周知 ・浸水区域内の各施設の避難計画策定 ・地域防災力の強化 ・土地利用の抑制 ・避難情報発令体制の強化
	浸水被害棟数 (0.5m以上の浸水)	棟	8,722	
人的被害	浸水影響人口	人	39,254	・避難先の確保 ・備蓄の呼びかけ ・福祉関係の支援体制の整備 ・孤立集落への支援体制 ・応急仮設住宅候補地の選定
	水害による要避難者数	人	6,501	

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

(2) 水害対策の目標

近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発している。比較的高い頻度で発生する内水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するため水防体制の強化、水防用資機材の整備を推進するとともに、河川整備及び雨水排水事業を推進し浸水被害の軽減を図る。

また、利根川等の決壊に伴う外水はん濫に対しては、迅速かつ効果的な水防活動を実施するとともに、市民への情報伝達手段の整備拡充、状況に応じた迅速な避難指示等の発令及び自主防災組織等の地域コミュニティと連携した指定緊急避難場所への避難誘導等、洪水浸水想定区域内の市民の安全を図る。

3 土砂災害

(1) 土砂災害対策の基本的考え方

市において発生が懸念される土砂災害は、基本的に地震災害と異なり前ぶれもなく突然発生することではなく、台風や集中豪雨等によってもたらされる。

そのため、市は、先を見越した防災行動を展開するため、関係機関と連携し早い段階から気象情報や土砂災害情報等を収集するとともに、的確に市民への情報提供を行い、必要に応じて迅速な指定避難所の開設を行う。

市は、市内の土砂災害警戒区域を対象に、防災アセスメント調査（令和6年3月）を実施した。調査結果に基づき検討した災害対策を次表に示す。

【風水害被害と市の主な災害対策】

区分	項目	単位	調査結果	主な災害対策
建物被害	急傾斜地の崩壊による影響棟数	棟	271	・土砂災害の危険性の周知 ・地域防災力の強化 ・土地利用の抑制 ・避難情報発令体制の強化
	土石流による影響棟数	棟	492	
	地すべりによる影響棟数	棟	89	
人的被害	急傾斜地の崩壊による影響人口	人	270	・避難先の確保 ・備蓄の呼びかけ ・福祉関係の支援体制の整備 ・孤立集落への支援体制 ・応急仮設住宅候補地の選定
	土石流による影響人口	人	528	
	地すべりによる影響人口	人	79	

出典）本庄市「防災アセスメント調査報告書」（令和6年3月）

(2) 土砂災害対策の目標

避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、気象情報や土砂災害警戒情報、現地からの予兆現象等の収集等により、災害発生のおそれのある時期を予測するとともに、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように特に避難行動要支援者に留意し、避難指示等の発令に努める。

また、市が作成した「本庄市土砂災害ハザードマップ」（平成31年修正本庄市）を活用し、市内の土砂災害警戒区域等の指定状況、大雨時の土砂災害の危険性及び早めの避難による安全確保等について市民へ周知する。

4 火山噴火による降灰

(1) 降灰対策の基本的考え方

火山噴火時に降灰が予想される浅間山等の火山については、気象庁による観測が行われていることから、市民に対して火山情報の種類と発表基準の周知や、火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 降灰対策の目標

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき又は市内に降灰があったときは、県及び周辺市町村と協力して降灰分布を把握し、降灰状況を市民へ周知するとともに、速やかに降灰を除去するための対策を講ずる。

5 雪害

(1) 雪害対策の基本的考え方

雪害は、冬季の発達した低気圧等によってもたらされることから、気象官署の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、市は、関係機関と連携し早い段階から気象情報等を収集するとともに、的確に市民への情報提供を心がける。

(2) 雪害対策の目標

市において雪害は避難行動の対象となる災害ではないが、平成26年2月、大量の降雪により発生した各種雪害（交通途絶、孤立集落及び農作物損耗等）による教訓を活かし、早い段階から自助・共助・公助により、生活道路の除雪等、市民生活に与える影響を最小限に抑えるための対策を講ずる。

6 降ひょう害

(1) 降ひょう害対策の基本的考え方

降ひょうは、発達した積乱雲の中で発生し地上に降ることから、気象官署の発表する情報により、事前に発生可能性を予測・検討することが可能である。

そのため、市は、関係機関と連携し気象情報等を収集するとともに、的確に市民への情報提供を心がける。

また、降ひょうは、建物や農作物に対しても影響を与える。

そのため、市は、平常時から対策について普及啓発を推進し、市民の自助の意識向上を図る。

(2) 農業災害対策の目標

気象庁が降ひょうに関する気象情報を発表したとき又は市内に降ひょうがあったときは、県及び周辺市町村と協力して降ひょう分布を把握し、降ひょう状況を市民へ周知する。

また、平常時から関係機関との連携を強化し、農業災害に関する支援情報の提供をこころがける。

7 広域応援に関する方針

市は災害リスクの少ない地域と考えられているが、東日本大震災の教訓である「想定外は許されない」の考えのもと県が実施した平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月埼玉県）及び市が実施した防災アセスメント調査（令和 6 年 3 月本庄

市)によると、これまで発生したことはないが「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市においても甚大な被害の発生が想定され、これに対応するためには、災害予防、応急対策いずれにしても市の防災能力だけでは限界があると考えられる。そのため、広域的な応援が必要と考えられ、広域的な防災協定の締結、受援体制の整備や受援業務の選定等、受援に係る取組の強化を推進しているところである。

一方で、最も切迫性が高く比較的被害も大きいことから防災対策の対象としている「東京湾北部地震」が発生した場合、首都圏全体では3万人以上の重傷者の発生が予測されているが、本県では県下全域で7,215人の負傷者と比較的被害は少ないと予測されている。

そのため、埼玉県地域防災計画では、比較的被害が少ないとされる本県を、全国からの応援業務の拠点として位置付け、積極的な広域支援を行うものとしている。

「東京湾北部地震」が発生した場合であっても、市における死者、負傷者は0人と予測されることから、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行う。